

千春会居宅介護支援事業所 開田

契約書・重要事項説明書

様（以下、「利用者」といいます）と千春会居宅介護支援事業所 開田（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援または居宅介護支援（以下、「サービス」といいます）について次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように居宅サービス計画の作成を支援し指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡・調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定又は要支援認定有効期間満了日までとします。

契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出が無い場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護（1～5）と認定された場合、原則として契約は更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命しその選定又は交代を行った場合は、利用者にもその使命を文章等で通知します。

第4条（居宅サービス計画書）

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ居宅サービス計画を作成します。

- 1 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- 3 利用者は居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を受けることができます。
- 4 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙3の通りです。
- 5 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 6 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象になるか否か

を区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。

7 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な援助を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は居宅サービス計画作成後、次の各項に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 1 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- 2 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 3 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他必要な支援を行います。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請にかかる援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行ないます。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約の終了後2年間保存します。
- 2 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録複写物の交付を受ける事ができます。
- 4 利用者又は事業者が解約を文章で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第11条（料金等）

事業者が提供する居宅支援に対する料金等は重要事項に記載したとおりです。

第 12 条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、当該事業所所定の文書で通知することにより、この契約を解約する事ができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了の 1 ヶ月前までに理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約する事ができます。
この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 次の事由に該当した場合はこの契約は、自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）、及び要支援と認定された場合。
 - (3) 利用者が死亡した場合。

第 13 条（秘密保持）

- 1 事業者、介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、職員の退職後及び本契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いません。

第 14 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、明らかに事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 15 条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 16 条（相談・苦情）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第 17 条（善管注意義務）

事業者は利用者から委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 18 条（本契約に定めない事項）

- 1 利用者、利用者代理人および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、当事者が誠意を持って協議の上定めます。

第 19 条（管轄裁判所に関する合意）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。

第 20 条（利用者代理人）

利用者は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行なわせることができます。

千春会居宅介護支援事業所 開田

重要事項説明書

【2025年 10月 1日 現在】

1、法人

名称・法人種別	医療法人社団 千春会
代表者職種・氏名	理事長 菊地 孝三
法人所在地	京都府長岡京市開田2丁目14番26号
電話番号	(075)954-2175

2、法人が運営している事業所

別紙2のとおりです

3、事業所概要

名称	千春会居宅介護支援事業所 開田
介護保険指定番号	2613000575
所在地	京都府長岡京市開田2丁目12-3
電話 / FAX番号	電話 (075) 954-2185 / FAX (075) 954-2195
開設年月日	平成12年 4月 1日
管理者名	田淵 康芳

4、千春会居宅介護支援事業所開田の利用目的と運営方針

- (1) 利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他生活全般にわたる援助を行います。利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (2) 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族等の希望を勘案し、利用する介護サービスなど複数の事業所を提示して、種類及び内容について説明し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者が介護保険施設等への入所を希望する場合は、介護保険施設等への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。
- (3) 事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書等で通知します。

担当介護支援専門員 氏名： _____

【担当者は、概ね2年で交代致します。】

- (4) 事業所は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。
- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し解決すべき課題を把握します。
 - ② 当該地域における指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
 - ④ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象になるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
 - ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な援助を行います。
- (5) 事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます
- ① 利用者及び家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
 - ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
 - ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。
- (6) 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方合意をもって居宅サービス計画を変更します。
- (7) 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、京都府国民健康保険団体連合会に提出します。
- (8) 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

(9) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される場合はお申し出下さい
調査（課題把握）の方法	有	日本社会福祉士会・全国社会福祉協議会 MDS-HC・フローチャート式
介護支援専門員への研修の実施	有	外部、内部研修に随時参加

- (10) 介護支援専門員は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- (11) 介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了後も同様です。なお、この取り扱いは当事業所の職員でなくなった日以降も同様の取り扱いです。

5、営業日、営業時間

(1) 通常、月曜日から土曜日までとします。

但し、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、9:00～17:00です。営業時間外については、転送電話にて対応致します。

6、通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、長岡京市、向日市、大山崎町とします。

※ 上記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談に応じます。

7、第三者評価の実施状況

実施年月日	2019年3月18日
評価機関	京都ビジネスサポートセンター
評価結果の開示状況	https://kyoto-hyoka.jp (京都府) https://www.wam.go.jp (大阪府)

8、職員数

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 兼 主任介護支援専門員	1名		職員の管理業務・相談業務 介護支援専門員業務	1名
主任介護支援専門員			要介護認定等の申請・代行・相談助言・居宅 サービス計画作成・訪問調査・ 給付管理業務	2名
介護支援専門員	2名			
事務職員		1名	介護支援専門員の業務補助及び 相談・苦情の受付	1名

- ・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員と介護支援専門員を基準どおり配置しています。
- ・ 質の高いケアマネジメントの実施、また、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とし、そのための取組みと体制を整備しています。
- ・ 24時間連絡を取れ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制を整備しています。
- ・ 居宅介護支援費に係る運営基準等を遵守しています。
- ・ 指定居宅介護支援の提供利用者数は、介護支援専門員一人当たり平均45名未満としています。

9、事故について

事業者は、利用者に対するサービスの提供により重大な事故が発生した場合は、ご家族等に連絡をするとともに、市町村の担当窓口及び京都府の担当窓口に報告します。そして事故発生原因を追求し再発防止の必要な処置を講ずるものとします。また、事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

10、受診の対応

- (1) 介護支援専門員が、利用者宅に訪問時に倒れていた、あるいは急変・事故をされた場合はかかりつけ医と連携し往診、または搬送先があれば搬送し必要に応じて救急車を呼びます。
- (2) 急変・事故時には、家族、介護者等に連絡し、居宅介護支援事業所の管理者にも報告します。さらに必要に応じて関係市町村に報告します。原則、受診の付添を依頼します。
- (3) 状況によっては、協力医療機関である千春会病院の受診を行う場合があります。
- (4) 医療機関の受診費用は、利用者負担となります。

【協力医療機関】

病院名	千春会病院
所在地	京都府長岡京市開田 2 丁目 14 - 26
電話番号	(075) 954 - 2175

【緊急連絡先】別紙 1 のとおりです

11、利用に当たっての留意事項及び禁止事項

サービス利用の追加、変更や調整等が必要な場合は、担当の介護支援専門員へ相談して下さい

12、利用料金

- (1) 居宅介護支援料金は、厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額です。
ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は、一旦 1 ヶ月あたり厚生労働大臣の定める介護報酬告示上の額の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- (2) 利用者が、正当な事由なく居宅介護支援事業所に損害を与えた場合には、その損害を請求する場合があります。

13、契約の終了

- (1) 利用者からの申し出（契約解除）
利用者はいつでも契約の解除を申し出ることができます。
- (2) 下記の場合は自動的に契約解除となります。
 - ・ 利用者が、介護保険施設へ入所された場合。
 - ・ 利用者が、死亡された場合。
 - ・ 利用者が、要介護認定により自立と判定された場合。
 - ・ 事業者が、解散命令や破産した場合等やむを得ない事由で事業所を閉鎖した場合。
 - ・ 天変地異その他の事由により事業所が滅失、重大な毀損によりサービス提供が不可能になった場合。
- (3) 下記の場合は即時に契約を解除することができます。
 - ・ 介護保険給付対象外の利用料の変更に同意できない場合。
 - ・ 事業者が正当な事由なく、契約書に定めるサービスの提供を実施しない場合。

- ・ 事業者が守秘義務に違反した場合。
- ・ 事業者が故意または過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ・ 他の利用者が利用者本人の身体・財産・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応を取らない場合。

(4) 次の事由に該当した場合、事業者はこの契約を解除することができます。なお、事業者は利用者に対して、原則7日間の予告期間において、文書で通知することとします。

- ・ 利用者が、事業者や職員または他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・ 事業者がやむを得ない事由により事業者の閉鎖等事実上運営できない状態になった場合。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

15、苦情・相談窓口

事業所担当者 田淵 康芳	電話(075)954-2185	FAX(075)954-2195
長岡京市 高齢介護課	電話(075)955-2059	FAX(075)951-5410
向日市 高齢介護課	電話(075)931-1111	FAX(075)932-0800
大山崎町健康課高齢介護係	電話(075)956-2101	FAX(075)957-4161
京都国民健康保険団体連合会	電話(075)354-9090	FAX(075)354-9055

- ① 居宅介護支援に関する相談・苦情等は、上記介護支援専門員か受付担当者にお申し出ください。
- ② 苦情の受け付けは口頭で行いますが、病院の窓口にも「皆様の声」を設置し、文書による苦情も受け付け、利用者の要望に応えられるよう対応します。
- ③ 当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本契約書及び重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

契約締結日 年 月 日

名称	千春会居宅介護支援事業所 開田
介護保険指定番号	2613000575
所在地	京都府長岡京市開田 2 丁目 1 2 - 3
代表者名	医療法人社団 千春会 理事長 菊地 孝三 印

説明者	印
-----	---

- (1) 私は、本契約書及び重要事項説明書により事業者からサービスについての重要事項の説明を受け、事業者が関係機関に対して、私の計画の作成等に必要な個人情報や介護者の個人情報を提供することに同意します。
- (2) 私は、本契約書及び重要事項説明書により事業者から、介護保険一部負担金や利用料等の説明を受け、これに基づいて支払うことに同意します。
- (3) 事業者が、介護サービスや業務の維持・改善のために使う資料や、施設において行われる学生等の教育の場への協力に、利用者及び介護者の個人情報を提供することに同意します。
- (4) 本契約書及び重要事項説明書は、原本2通を作成し事業所および利用者それぞれ署名または記名、捺印の上、各自その1通を保有する事とします。

利用者名	住所
	名前 印
利用者代理人	住所
	名前 印

- (5) 私の個人情報については、上記に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

家族	住所
	名前 印

千春会居宅介護支援事業所 開田
緊急連絡先（重要事項説明書・別紙 1）

【緊急連絡先】

緊急連絡先 ①	氏名	続柄()
	住所	
	連絡先①	
	連絡先②	
	連絡先③	
緊急連絡先 ②	氏名	続柄()
	住所	
	連絡先①	
	連絡先②	
	連絡先③	

【主治医】

医療機関名	
医師名	
連絡先	

【緊急時医療機関】

医療機関名	
連絡先	

別紙 1 について説明を受け、同意いたします。

年 月 日

ご利用者様 _____ 印

ご家族様 代理人様 _____ 印

医療法人社団 千春会が運営する事業所（重要事項説明書・別紙2）

【2025年10月1日現在】

サービス種別	事業所名
医療機関	千春会病院
	千春会ハイパーサーミアクリニック
	千春会たなのファミリークリニック
介護老人保健施設	介護老人保健施設 春風
	介護老人保健施設 桃山
	介護老人保健施設 西山天王山
短期入所療養介護	介護老人保健施設 春風
	介護老人保健施設 桃山
	介護老人保健施設 西山天王山
短期入所生活介護	せんしゅんかいショートステイ 上植野
	せんしゅんかいショートステイ 春風
	せんしゅんかいショートステイ 東向日
	せんしゅんかいショートステイ 指月
	せんしゅんかいショートステイ 西山天王山
認知症対応型共同生活介護	せんしゅんかいグループホーム 小春
サービス付高齢者向け住宅	パティーナ 一文橋
居宅介護支援事業所	千春会居宅介護支援事業所 開田
訪問看護	千春会訪問看護ステーション
訪問リハビリテーション	千春会病院
	介護老人保健施設 春風 訪問リハビリテーション
	せんしゅんかい訪問リハビリテーション西山天王山
	千春会たなのファミリークリニック
訪問介護	せんしゅんかい訪問介護センター みなせ
	せんしゅんかい訪問介護センター のぞみ
	せんしゅんかい訪問介護センター 西山天王山
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	せんしゅんかい訪問介護センター 西山天王山
通所リハビリテーション	せんしゅんかいデイケアセンター そよ風
	せんしゅんかいデイケアセンター あお空
	せんしゅんかいデイケアセンター せせらぎ
	せんしゅんかいデイケアセンター 御陵
	せんしゅんかいデイケアセンター 岸辺

サービス種別	事業所名
通所介護	せんしゅんかいデイサービスセンター 友岡
	せんしゅんかいデイサービスセンター 滝ノ町
	せんしゅんかいデイサービスセンター 上植野
	せんしゅんかいデイサービスセンター 東向日
	せんしゅんかいデイサービスセンター 一文橋
	せんしゅんかいデイサービスセンター 今里
	せんしゅんかいデイサービスセンター 観月
	せんしゅんかいデイサービスセンター 岡崎
認知症対応型通所介護	せんしゅんかいデイサービスセンター 風車
	せんしゅんかいデイサービスセンター 花車
	せんしゅんかいデイサービスセンター 羽根車
小規模多機能型居宅介護	せんしゅんかい小規模多機能型居宅介護事業所 あさつゆ
	せんしゅんかい小規模多機能型居宅介護事業所 のどか
	せんしゅんかい小規模多機能型居宅介護事業所 桃の木
保育	病児・病後児保育施設 あすなろ
	小規模保育園 アトリエ

◎ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況（令和7年3月1日～令和7年8月末）

※前6ヶ月間の各サービスの利用割合

訪問介護	⇒	20.4%
通所介護	⇒	32.0%
地域密着型通所介護	⇒	2.5%
福祉用具貸与	⇒	45.1%

※前6ヶ月間の各サービス事業所によって提供される割合（上位）

訪問介護		通所介護		福祉用具貸与		地域密着型通所介護	
せんしゅんかい 西山天王山	18.4%	せんしゅんかい デイサービスセンター 上植野	15.4%	スマイルケア	38.8%	笑顔リハぶらす 長岡今里店	80.0%
ヘルパーステーション スイート乙訓	13.9%	せんしゅんかい デイサービスセンター 滝ノ町	13.0%	エイジフリーショップ 京都乙訓	20.1%	デイサービス こもれび	20.0%
ニチケアセンター 長岡天神	12.7%	せんしゅんかい デイサービスセンター 今里	10.4%	ウエルネット 京都西支店	13.5%		